

制限図書利用要綱

(制限の対象)

第1条 制限図書は、次に掲げる資料とする。

- (1) 人権を侵犯する恐れがあると判断された資料
- (2) 「近江国各郡町村絵図」をはじめとする古絵図類およびその複製
- (3) 人権・プライバシーの保護が必要な古文書及びその複製

(制限図書の保管)

第2条 制限図書は、書庫で保管、管理する。

(制限図書の貸出)

第3条 制限図書は原則として貸出はしない。

(制限図書の閲覧)

第4条 制限図書を閲覧しようとする者は、あらかじめ「制限図書閲覧申込書」(様式1号)に住所・氏名・目的・資料名などを記入のうえ、滋賀県立図書館長(以下「館長」という。)の許可を受けなければならない。

(制限図書の撮影および複写)

第5条 制限図書を撮影もしくは複写しようとする者は、第4条の許可を受けたうえ、あらかじめ「資料撮影申込書」(様式2号)・「資料複写申込書」(様式3号)に住所・氏名・目的・資料名・撮影(複写)箇所などを記入のうえ、館長の許可を受けなければならない。

(刊行物等への掲載)

第6条 制限図書を刊行物などに掲載しようとする者は、第4条および第5条の許可をうけたうえ、あらかじめ「資料掲載申込書」(様式4号)に、住所・氏名・資料名・掲載刊行物名・仕様の概要・発行予定日・発行部数・配布先などを記入し、館長の許可を受けなければならない。

2 デジタル・アーカイブ等、公開しているデータを刊行物などに掲載しようとする者は、あらかじめ「資料掲載申込書」(様式4号)に、住所・氏名・資料名・掲載刊行物名・仕様の概要・発行予定日・発行部数・配布先などを記入し、館長の許可を受けなければならない。

(費用の負担)

第7条 制限図書の利用に関して要した費用は、利用者が負担する。

(利用の制限)

第8条 館長は、次に掲げる資料については、必要に応じて関係機関と協議し、その利用にあたっての必要な制限もしくは条件を付することができる。

- (1) 人権・同和問題にかかわる資料
- (2) 所蔵者のプライバシーにかかわる資料

付則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。